

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
苫小牧市実行委員会 <令和4年度収支決算書>

収入総額 2,984,004円

支出総額 1,560,897円

差引金額 1,423,107円

※差引金額は苫小牧市に返還します。

(歳入)

単位：円

科 目	予算現額	決算額	差 引	摘 要
市補助金	2,984,000	2,984,000	0	市実行委員会運営経費
雑収入	0	4	4	利息
合 計	2,984,000	2,984,004	4	

(歳出)

科目	予算現額	決算額	差 引	摘 要
総務・広報	2,984,000	1,560,897	1,423,103	
賃金・共済費	1,108,000	0	1,108,000	会計年度任用職員賃金
報償費	300,880	300,880	0	シンボルマーク等報酬
旅費	692,000	512,610	179,390	八戸国体視察等
需用費	299,120	289,484	9,636	消耗品費
役務費	300,000	217,640	82,360	電話代等手数料
使用料及び賃借料	284,000	240,283	43,717	コピー機使用料
合計	2,984,000	1,560,897	1,423,103	

※賃金共済費は、苫小牧市予算で任用のため、実行委員会予算はそのまま返還

監査報告書

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会会則第17条の規定に基づき、令和4年度事業報告及び決算について、関係諸帳簿及び証拠書類を監査した結果、正確かつ適正なものと認めました。

令和5年5月8日

第78回国民スポーツ大会冬季大会
スケート競技会・アイスホッケー競技会
苫小牧市実行委員会

監事 中 野 明 彦



監事 藤 岡 照 宏



1 競技会日程と会場一覧表

【正式競技：スケート、アイスホッケー】

会 場 地	式典・競技		日 程							会 場		
			2024 年 1 月					2 月				
			27 土	28 日	29 月	30 火	31 水	1 木	2 金		3 土	
苫 小 牧 市	開 始 式		午後 ◎								苫小牧市民会館	
	表 彰 式 (ス ケ ー ト)						午後 ◎				苫小牧市 ハイランドスポーツセンター	
	表 彰 式 (アイスホッケー)								午後 ◎		nepia アイスアリーナ	
	ス ケ ー ト	スピードスケート		○	○	○	○				苫小牧市 ハイランドスポーツセンター	
		ショートトラック		○	○						苫小牧市 新ときわスケートセンター	
		フ ィ ギ ュ ア		○	○	○	午前 ○				nepia アイスアリーナ	
	ア イ ス ホ ッ ケー	少年の部							○	○	○	nepia アイスアリーナ
								○	○	○	○	ダイナックス 沼ノ端アイスアリーナ
								○				苫小牧市 新ときわスケートセンター
		成年の部						午後 ○	○	○	○	nepia アイスアリーナ
							○	○	○	○	○	ダイナックス 沼ノ端アイスアリーナ
							○	○				苫小牧市 新ときわスケートセンター

全国会議

全国代表者会議	書面開催	・会議資料を事前送付 ・質問は、メールで受け付け ・回答は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会ホームページに掲載
全国報道員会議		

(案)

2 実施要項総則

開 催 の 趣 旨

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会」は、苫小牧市の魅力を全国に発信するとともに、雄大な樽前山の麓、広大な太平洋に臨んだ、清新で活力あふれる苫小牧にふさわしい実りある大会を目指す。

また、昭和41年に全国で初めて「スポーツ都市宣言」を行った街として、この大会の開催を契機に、苫小牧市民はスポーツを愛し、スポーツを通じて健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るい都市を築くとともに、全国に「活みなぎる「スポーツ都市」とまこまい」を発信する。

実 施 方 針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場地

競 技 会 名	会 期	会場地
ス ケ ー ト 競 技 会	2024年1月28日（日）～1月31日（水） 4日間	苫小牧市
アイスホッケー競技会	2024年1月30日（火）～2月3日（土） 5日間	

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民スポーツ大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。なお、参加資格については、「第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(案)

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2024年1月4日(木)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注]上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第77回又は2023年開催の特別大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第77回又は2023年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

d JOC エリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。)

(案)

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 選手、監督並びに本部役員帯同のスポーツドクター及びアスレティックトレーナーは、大会参加前の1年以内に公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国スポ本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。

ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

（イ）健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

（ウ）ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ケ 上記のほか、監督については日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）勤務地

（ウ）ふるさと（別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注]別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ）勤務地

（エ）別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学生の所在地

[注]「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2023年4月30日以前から各競技会終了時（スケート競技会 2024年1月31日／アイスホッケー競技会 2024年2月3日）まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(案)

[少年種別]

- a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者
- b 別記4「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2005年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2005年4月2日から2008年4月1日に生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(2008年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。

ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注]「種別」：種目などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

(案)

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第78回国民スポーツ大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民スポーツ大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2024年1月4日（木）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項 17 ページ)にて届け出なければならない。なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局
[注]スケート競技(スピード、ショートトラック、フィギュア)参加者については、ア及びウに、アイスホッケー競技参加者については、イ及びウに提出するものとする。なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項 17 ページ)を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	4,000 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	8,000 円

[注]地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(案)

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会で取りまとめ、次のとおり納入する。

- ア 納入締切日 2024 年 1 月 5 日 (金)
- イ 納入先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申込むものとする。

12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記 (1) 及び (2) による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記 (1) 及び (2) による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記 (1) 及び (2) による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2025 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 AD カードの交付

都道府県選手団、大会役員・競技会役員及び競技団体が指定した競技役員、大会主催者及び競技会主催者が認めた者には AD カード (Accreditation Card) を交付する。

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された AD カードを携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民スポーツ大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会及び国民スポーツ大会実施競技中央競

(案)

技団体(以下「国スポ関係機関・団体」という。)は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国スポ関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果(記録)等

競技結果(記録)については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国スポ関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国スポ関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真(写真撮影企業等)

国スポ関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国スポ関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民スポーツ大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

(案)

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国スポーツ関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として、次のとおり都道府県大会(ブロック大会)を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民スポーツ大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民スポーツ大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民スポーツ大会参加者補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む。)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民スポーツ大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(1人あたり1,000円)を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (2) 大会運営にあたり、選手・観客・大会関係者への安全を最優先に配慮し、気象状況・感染状況・交通状況・テロ行為等の各種災害に伴い、安全確保が見込めないと主催者が判断した場合は、主催者の指示に従うものとする。また、安全確保のために、参加申込システムに登録された以外の個人情報取得する場合がある。取得した情報については、目的以外に利用しない。
- (3) その他の事項については、国民スポーツ大会開催基準要項及び同細則による。

(案)

別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別の年齢域の選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

(案)

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③）に抵触しないものとする。
 - （1）この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - （2）本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - （3）転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2（1）の場合は転居元、下記2（2）の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2（1）の場合は転居先、下記2（2）の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - （1）転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - （2）転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

(案)

別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項[国民スポーツ大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]及び別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、又は同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－2)－②に定める「居住地を示す現在所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注]本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

5 その他

中央競技団体が国際競技力向上施策として独自に実施するアカデミー事業については、当該中央競技団体からの申請を踏まえ、当該事業の内容がJOCエリートアカデミーに準拠し実施されていることが、公益財団法人日本オリンピック委員会により確認された場合に限り、当該事業を本特例の対象に加えることができる。

(案)

別記4【トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を次のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第24回オリンピック冬季競技大会(2022年・北京)に参加した者。
- (2) 2023年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注]強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民スポーツ大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2023年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2024年1月31日/アイスホッケー競技会 2024年2月3日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む)において生活している実態がないこと。なお、生活の実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2023年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2024年1月31日/アイスホッケー競技会 2024年2月3日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

(案)

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

(案)

別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2023年4月30日以前から各競技会終了時（スケート競技会2024年1月31日／アイスホッケー競技会2024年2月3日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第77回及び特別大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。なお、移動が生じた時期が2023年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第78回大会に参加した者が、第79回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大

(案)

会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地。なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2011 年度から 2012 年度(小学校は 2015 年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

(案)

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督【交代(変更)届・棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代(変更)届」又は
「棄権届」のいずれかを
○で囲むこと

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代(変更)・棄権の理由(該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述)

1. 体調不良のため(症状:)
2. 怪我のため
3. その他()

3 交代(変更)者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ		生年月日	(西暦) 年 月 日生(歳)		
氏 名					
連絡先 (TEL)※1		連絡先 (メール)※1			
所属区分※2		所属の所在地※3			
プログラム掲載用所属					
第77回大会 参加都道府県名		特別大会 参加都道府県名		例外適用 ※4	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等			
その他の必要事項(身長、体重、記録等)					
JSPQ 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資 格 名 登録番号	有効 期限	年 月		

※1 交代(変更)者が監督の場合は、連絡先を記入。

※2 第78回大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別(ア. 居住地を示す現住所 イ. 勤務地 ウ. ふるさと)

少年種別(ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ. 勤務地

エ. 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地)

※3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※4 今回(第78回大会)と特別大会(不出場の場合は第77回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

- (1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと(成年) 4. 一家転住(少年) 5. JOC エリートアカデミー(少年)
6. 東日本大震災に係る特例措置)

年 月 日

当該中央競技団体会長(代表者) 殿

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会会長 殿

体育・スポーツ協会

会長(代表者)

協会・連盟

会長(代表者)

(案)

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- （1）実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、各競技が定める提出先宛に提出すること。
- （2）添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。
- （3）その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- （1）当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※1）は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）、北海道実行委員会（※3）宛に提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- （2）中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- （3）その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- （1）都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- （2）大会終了後2週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

- ※1 都道府県選手団連絡責任者に関する情報は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。
- ※2 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。
- ※3 「1 交代（変更）届」と同様に「2 棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会に提出すること。

(案)

3 各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕スケート競技

1 期 日 2024年1月28日(日)から1月31日(水)まで(4日間)

実 施 競 技	競 技 期 間
ス ピ ー ド	2024年1月28日(日)から1月31日(水)まで(4日間)
ショートトラック	2024年1月28日(日)から1月29日(月)まで(2日間)
フ ィ ギ ュ ア	2024年1月28日(日)から1月31日(水)まで(4日間)

2 会 場

会 場 地	実 施 競 技	競 技 会 場
苫小牧市	ス ピ ー ド	苫小牧市ハイランドスポーツセンター
	ショートトラック	苫小牧市新ときわスケートセンター
	フ ィ ギ ュ ア	nepia アイスアリーナ

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・2000mR
成 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR
少 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000mR
少 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR

イ ショートトラック

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・5000mR
成 年 女 子	500m・1000m・3000mR
少 年 男 子	500m・1000m
少 年 女 子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成 年 男 子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成 年 女 子	
少 年 男 子	
少 年 女 子	

(案)

(2) 参加人員

種別	監督	選手	都道府県	小計	合計
成年男子	12 名以内	30 名以内	47	1 都道府県 66 名以内	858 名以内
成年女子					
少年男子		24 名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督 12 名、選手 54 名、計 66 名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。ただし、総計 858 名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。成年選手が監督を兼任する場合、種別・種目を跨ぐ兼任は認めない。また、専任監督の種別の兼任は認めるが、種目を跨ぐ兼任は認めない。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が 1 位から 16 位までの都道府県は各種別最大 8 名まで、17 位以下の都道府県は各種別最大 5 名までとする。ただし、国民スポーツ大会開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が 16 位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを 1 位 8 点、2 位 7 点、3 位 6 点、4 位 5 点、5 位 4 点、6 位 3 点、7 位 2 点、8 位 1 点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1 位 12 点、2 位 11 点、3 位 10 点、4 位 9 点、5 位 8 点、6 位 7 点、7 位 6 点、8 位 5 点、9 位 4 点、10 位 3 点、11 位 2 点、12 位 1 点とする。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは 1 チーム 6 名以内とし、競技は 4 名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で各種別の総合順位が 1 位から 8 位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記 8 位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ 8 位まで、計 16 の都道府県は、成年男女種別各 5 名以内、少年男女種別各 2 名以内とし、17 位以下の都道府県は各種別 1 名とし、国民スポーツ大会開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。前年度の国体の各都道府県の種別順位が 8 位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。リレーのエントリーは 1 チーム 5 名以内とし、競技は 4 名で行う。

16 位までの都道府県少年男女種別と 17 位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(案)

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも 1 都道府県 1 チーム 2 名とする。

参加都道府県は、a から c に該当する最大 16 チームである。

a 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位 8 チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

b 第 78 回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

c 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m 標準シングルトラック (C タイプ)」を使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

a 8 名以内 (男女 500m、男女 1000m、男女 1500m)

b 12 名以内 (男子 5000m、男子 10000m、女子 3000m)

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が 9 名の場合は、予選を行わず決勝とする。

(エ) 男女 500m、1000m、1500m については、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 500m とリレー競技では、決勝 A (1 位～4 位) 及び決勝 B (5 位～8 位) を行い、順位を決定する。

ただし、参加者 (チーム) が 6 名 (チーム) 以内の場合は決勝のみとする。

(カ) 組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始 1 時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始 30 分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m (1 回)、1500m (1 回)、3000m (2 回)、5000m (4 回)、10000m (8 回)

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000m を除きスタート後最

(案)

初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。

また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子 10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低 15 分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は 3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバジジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。採点は ISU ジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手 32 名以内によってショートプログラムを行い、上位 24 名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注]① 1名では参加できない。

② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

(案)

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2021年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年はI S Uジュニア課題、成年はI S Uシニア課題とする。

フリースケーティングは、2021年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのI S U規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒 $\pm$ 10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分 $\pm$ 10秒、少年男子・少年女子3分30秒 $\pm$ 10秒とする。

ク 音楽は、CDを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において2024年1月4日(木)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/> なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局

E-mail : koku-sports@city.tomakomai.hokkaido.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ1、公認スケートコーチ2、公認スケートコーチ3、公認スケートコーチ4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上(スピード・ショート)の資格を有する者(バッジテスト認定証は、必ず持参すること。)

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上(スピード・ショート)の資格を有する者(バッジテスト認定証は、必ず持参すること。)

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

(案)

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別で与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック：各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
		フィギュア：各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、第78回国民スポーツ大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表 彰

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績1位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 競技の各種別及び種目の1位から8位までに賞状を授与する。ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア スピード

日 時 2024年1月8日（月）13:00～

場 所 苫小牧市役所9階第2委員会室

電 話 0144-84-7433

(案)

イ ショートトラック

日 時 2024 年 1 月 8 日 (月) 14 : 30～
場 所 苫小牧市役所 9 階第 2 委員会室
電 話 0144-84-7433

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 14 : 30～
場 所 苫小牧市民会館 小ホール
電 話 0144-33-7191

イ ショートトラック

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 13 : 00～
場 所 苫小牧市民会館 205 号室
電 話 0144-33-7191

ウ フィギュア

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 13 : 00～
場 所 苫小牧市民会館 小ホール
電 話 0144-33-7191

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 16 : 30～
場 所 ハイランドスポーツセンター
電 話 0144-34-3522

イ ショートトラック

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 14 : 00～
場 所 苫小牧市民会館 205 号室
電 話 0144-33-7191

ウ フィギュア (レフェリー、テクニカル・コントローラー会議)

日 時 2024 年 1 月 27 日 (土) 14 : 00～
場 所 苫小牧市民会館 203 号室
電 話 0144-33-7191

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

(案)

〔2〕アイスホッケー競技

1 期 日 2024年1月30日(火)から2月3日(土)まで(5日間)

種 別	1月30日(火)	1月31日(水)	2月1日(木)	2月2日(金)	2月3日(土)
成年男子	1回戦	2回戦	準々決勝	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦
少年男子		1回戦	準々決勝 順位決定戦	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦

2 会 場

会 場 地	競 技 会 場	住 所
苫小牧市	nepia アイスアリーナ	苫小牧市若草町2丁目4-1
	ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ	苫小牧市北栄町3丁目2-3
	新ときわスケートセンター	苫小牧市ときわ町3丁目8-1

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県数	小 計	合 計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 試合前の練習は、試合開始 25 分前から 10 分間とし、競技時間は、1試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟む。
 成年・少年とも1・2回戦は各ピリオド正味 15 分、これ以外の試合は各ピリオド正味 20 分とし、インターバルは全ての試合 10 分とする。
- (5) 1・2回戦で第3ピリオド終了時に同点の場合は、直ちに3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
 これ以外の試合で第3ピリオド終了時に同点の場合は、3分間の休憩後、5分間のサドンデス方式による「3on3方式」の延長ピリオドを行う。決しない場合は、3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 全ての試合において、10 点差以上の得点差がついた時点で、次のフェイスオフ以降のゲームタイムは、ランニングタイムとする。
- (7) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16 名以内とする。なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

(案)

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。
- (3) ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
東 北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中 国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開催地	北海道	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

- 「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
 - (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
 - (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の資格を有すること。

7 参加申込、交代

- 「2 実施要項総則」8に定めるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 本大会の参加申込は、監督1名、選手16名、予備登録選手9名以内とする。
 - (2) 選手又は監督の交代届は、所定の様式により監督会議開始前までに提出するものとする。
 - (3) 選手の交代は、予備登録選手に限り認める。
 - (4) 監督は、特別な事情がある場合、大会期間中の交代を認める。ただし、交代者は6（3）に掲げる監督要件を有する者に限る。

8 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競技得点
成年男子 少年男子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(案)

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点 10 点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

9 表彰

(1) 総合成績の 1 位から 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 総合成績 1 位の都道府県に、国民スポーツ大会会長トロフィーを授与する。

(3) 各種別の 1 位から 8 位までに賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

10 参加上の注意

(1) 2024 年 1 月 4 日（木）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データを CD で郵送又は E メールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】 〒053-8722 北海道苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会スケート競技会・アイスホッケー競技会事務局

E-mail:koku-sports@city.tomakomai.hokkaido.jp

(2) 監督以外にベンチに入ることができるコーチは、ドクター資格又はトレーナー資格を有するコーチを含め 6 人以内とする。

(3) J. I. H. F. 2021～2022 発第 312 号〔通知〕に基づき、プレイヤーは、ユニフォームにタイダウンストラップを備え付けること。

(4) J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、1974 年 12 月 31 日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外のマウスガードを着用すること。

(5) 少年に参加するプレイヤーは、J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、適切な保護具を着用すること。

(6) その他の事項は、「2 実施要項総則」15 によるものとする。

11 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア 日 時 2024 年 1 月 10 日（水）14:00～

イ 場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

ウ 電 話 03-5843-0375（公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

(案)

(2) 監督会議

ア 日 時	2024 年 1 月 29 日 (月) 15:00～
イ 場 所	苫小牧市民会館 小ホール
ウ 電 話	0144-33-7191

12 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

(案)

4 式 典 次 第

【第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開 始 式

期 日 2024年1月27日(土)

場 所 苫小牧市民会館

順	次 第	時 刻
1	開場	16:30
2	役員・選手団集合開始	16:30
3	役員・選手団着席完了	17:05
4	歓迎アトラクション	17:10
5	参加都道府県旗入場・選手団紹介	17:30
6	開式通告	17:45
7	競技会開始宣言	17:46
8	国旗儀礼	17:49
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	17:51
10	大会会長トロフィー返還	17:53
11	日本スポーツ協会あいさつ	17:57
12	スポーツ庁あいさつ	18:00
13	中央競技団体あいさつ	18:03
14	歓迎のことば	18:06
15	選手代表宣誓	18:09
16	閉式通告	18:13
17	役員・選手団解散	18:14

(案)

【第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会】

表 彰 式

期 日 2024年1月31日(水)

場 所 苫小牧市ハイランドスポーツセンター

順	次 第	時 刻
1	開場	14:30
2	役員・選手団集合開始	14:30
3	役員・選手団着席完了	14:59
4	開式通告	15:00
5	成績発表	15:01
6	スケート競技会表彰状授与	15:04
7	スケート競技会大会会長トロフィー授与	15:17
8	中央競技団体あいさつ	15:19
9	会場地あいさつ	15:22
10	国旗儀礼	15:25
11	競技会終了宣言	15:27
12	閉式通告	15:30
13	役員・選手団解散	15:31

【第78回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期 日 2024年2月3日(土)

場 所 nepia アイスアリーナ

順	次 第	時 刻
1	開場	15:30
2	役員・選手団集合開始	15:30
3	役員・選手団着席完了	15:59
4	開式通告	16:00
5	成績発表	16:01
6	表彰状授与	16:04
7	大会会長トロフィー授与	16:13
8	中央競技団体あいさつ	16:15
9	会場地あいさつ	16:18
10	国旗儀礼	16:21
11	競技会終了宣言	16:23
12	閉式通告	16:26
13	役員・選手団解散	16:27

(案)

5 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、合同で第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務にあたり、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1 人の宿舎に要する広さは、3.3 m²（2 畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(案)

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000 円～16,000 円※1	4,200 円～11,200 円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	6,600 円～17,600 円	4,620 円～12,320 円	

※1 1泊2食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金は、「1泊2食」料金の 70%相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除（委託業者が決定してから確定）

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	4,800 円～10,400 円	5,400 円～11,700 円
	10%	5,280 円～11,440 円	5,940 円～12,870 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担とする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センターから各都道府県体育・スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

(案)

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

（注）荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日 当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（9）宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2024年1月25日（木）15時から2024年2月4日（日）10時までとする。

7 宿泊の申込み

（1）宿泊の申込みは、別に定める宿泊事務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

（2）選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めない。

(案)

- (3) インターネット等による宿泊の申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員については、申込期限までに宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、北海道産の食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
 - (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。
- なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	1,000 円以内
	8 %	1,080 円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指定された場所に保管する。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

(案)

6 輸送交通要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国から来道する大会参加者の集合及び解散については、自由集合・自由解散とし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保を図る。

イ 開始式・表彰式の輸送

開始式、表彰式における大会参加者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

大会参加者については、原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

ウ 競技会場の輸送

競技会場における大会参加者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 指定集合地の設定

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、開始式、表彰式及び競技会場他における大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、バス等の乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

自家用車での開始式、表彰式会場及び競技会場への乗入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況等に応じて必要な制限を行う。

(3) 車両等及び駐車場の確保

大会参加者の輸送に必要な車両等については、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、会場地周辺における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

(案)

4 交通安全対策

北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会は、大会期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く苫小牧市民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、北海道実行委員会又は苫小牧市実行委員会が別に定める。

(案)

7 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）及び第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「苫小牧市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。

イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。

ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。

エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、事務職員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。

オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(3) 宿舎における医療救護

ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発症し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。

イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

(1) 医療救護業務の統括は、北海道実行委員会が担当する。

(2) 大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、北海道実行委員会及び苫小牧市実行委員会が連携し担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(案)

8 国民スポーツ大会大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月 1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月 9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月 1日一部改定

令和 5年〇月 日一部改定

(案)

9 国民スポーツ大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民スポーツ大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

（1）責任をもって保管する。

（2）破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

（3）優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

（4）公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

令和5年〇月〇日一部改定

(案)

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本スポーツ協会 国スポ推進部 国スポ課	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人 日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人 北海道スポーツ協会	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号	011-820-1701
		011-833-0705
一般財団法人 北海道スケート連盟	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内	011-833-0701
		011-833-0777
一般財団法人 北海道アイスホッケー連盟	〒062-8572 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1番1号 北海道立総合体育センター内	011-788-2811
		011-788-2812
第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会 第78回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 苫小牧市実行委員会	〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会準備室内	0144-84-7433
		0144-34-7717

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 標章等使用取扱規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）の開催にあたり、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」（平成 23 年 6 月 24 日制定）に定める標章及び第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「北海道実行委員会」という。）が定めるスローガンを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（標章の定義）

第 2 条 この規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

- （１） JSPO が定める国民スポーツ大会マーク（図形）
- （２） 国民スポーツ大会マークを含めたシンボルマーク（図形）
- （３） 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって、同一の称呼及び観念を生ずるもの
- （４） テーマ「新たな光へ！とまこまい国スポ 2024」のほか、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語

2 この規程において「スローガン」とは、北海道実行委員会が定めたスローガン、「可能性を自信に ～飛び立て未来の選手たち～」をいう。

（使用許可権限の行使）

第 3 条 前条第 1 項各号に規定する標章については、北海道実行委員会が JSPO から委任を受けた使用許可権限を行使する。

2 前条第 2 項に規定するスローガンについては、北海道実行委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

（公共目的による使用）

第 4 条 標章及びスローガン（以下「標章等」という。）の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道実行委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- （１） 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は大会の開催に寄与すると認められるとき。
- （２） 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- （３） 一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。

- (4) 北海道実行委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- (5) その他会長がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第5条 標章等を公共目的により使用しようとする者は、あらかじめ「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等公共目的使用許可申請書」(別記第1号様式)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 北海道実行委員会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体、公益財団法人北海道スポーツ協会、北海道内各市町村体育・スポーツ協会及び北海道内各競技団体が使用するとき。
- (3) 大会においてイベント事業を実施する団体が使用するとき。
- (4) 保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に掲げる学校が使用するとき。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) その他会長が特に認めたとき。

2 前項の規定により、許可を得た者及び第1号から第3号、第5号のいずれかに該当する者が標章等を公共目的として使用したときは、使用期間終了後30日以内に「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用報告書」(別記第2号様式)を会長に提出しなければならない。

(公共目的による使用の許可)

第6条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 標章等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれがあるとき。
- (8) その他会長が不適当と認めたとき。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等公共目的使用許可書」(別記第3号様式)をもって行うものとする。

(商業目的による使用)

第7条 テーマ及びスローガンを商品、景品、広告宣伝等に使用する場合は、商業目的と認め、有償で使用できるものとする。

（商業目的による使用の申請及び報告）

第8条 商業目的により、テーマ及びスローガンを使用しようとする者は、あらかじめ「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等商業目的使用許可申請書」（別記第4号様式）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けて、テーマ及びスローガンを使用した者は、使用期間終了後30日以内に「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用報告書」（別記第2号様式）を会長に提出しなければならない。

（商業目的による使用の許可）

第9条 会長は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、テーマ及びスローガンの商業目的による使用を許可するものとする。

- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等商業目的使用許可書」（別記第5号様式）をもって行うものとする。
- 3 会長は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

（商業目的による使用に係る使用料）

第10条 テーマ及びスローガンの商業目的による使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として北海道実行委員会に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は使用料を免除することができる。

- (1) 第5条第1項第1号から第4号までに規定する団体が使用するとき。
- (2) その他会長が特別な事情により必要があると認めたとき。

- 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第8条に規定する許可申請の際に、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用料免除申請書」（別記第6号様式）を会長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定に基づく使用料は、前条第2項に規定する通知の日から起算して、30日以内（振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日）に会長が送付する納入通知書により指定期日までに振り込むものとする。
- 4 北海道実行委員会は、収納した使用料を開催準備の経費に充てるものとする。
- 5 納入された使用料は返還しない。

（使用上の遵守事項）

第11条 標章及びスローガンを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。

- (4) 原則として、標章等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合はこの限りではない。
- (5) 標章等を使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故、苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、北海道実行委員会は一切の責任を負わない。

(許可内容の変更)

- 第12条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用内容変更申請書」(別記第7号様式)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 会長は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用内容変更許可書」(別記第8号様式)により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の申請については、第4条から前条までの規定を準用する。

(実地調査等)

- 第13条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

- 第14条 会長は、標章等の使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。
- 2 前項の規定による許可の取り消しは、「第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用許可取消書」(別記第9号様式)をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。
- 5 会長は、許可を得ずに標章等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その標章等の使用停止及び使用に係る物件の回収を求める等適切な措置を取ることができる。
- 6 北海道実行委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第15条 北海道実行委員会は、この規程による使用許可の申請に要した費用、実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 北海道実行委員会は、標章等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、標章等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年●月●●日から施行する。

別表（第10条関係）

1 販売を目的とするもの（商品）	小売価格（消費税等賦課前）×3%×製造個数
2 販売以外を目的とするもの (1) 景品、有償貸出 (2) 広告宣伝	製造価格×3%×製造個数 使用する媒体の広告料×3% ただし、自社媒体での展開や自社で配布するなど、 媒体費用が発生しない場合は協議により決定
3 その他営利を目的とするもの	協議により決定

年 月 日

第78回国民スポーツ大会冬季大会

北海道実行委員会

会長 鈴木 直道 様

（申請者）

住 所

氏 名（名 称）

㊞

連 絡 先

**第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等公共目的使用許可申請書**

下記のとおり標章等を使用したいので、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程第5条第1項の規定により申請します。

なお、使用にあたっては、同規程に定める事項を遵守します。

記

1 申請内容

使用標章等	
使用目的	
使用対象物件	
使用方法	（種類、規格、数量等）
使用場所	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
作成数	

2 添付書類

- (1) 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- (2) 申請者の概要が分かるもの（2回目以降は内容に変更がなければ省略可）
- (3) その他参考となる資料

第2号様式（第5条、第8条関係）

年 月 日

第78回国民スポーツ大会冬季大会

北海道実行委員会

会長 鈴木 直道 様

（申請者）

住 所

氏 名（名 称）

㊞

連 絡 先

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等使用報告書

（令和5年度）

No.	種別	使用標章 等	使用目的	使用対象 物件	使用期間	作成数	許可 年月日	許可番号
1	公共目的							
	商業目的							
2	公共目的							
	商業目的							
3	公共目的							
	商業目的							
4	公共目的							
	商業目的							
5	公共目的							
	商業目的							

- ・使用状況が分かる写真などの参考資料を添付すること。
- ・許可年月日及び許可番号については、申請による許可を受けたもののみに記入すること。

北実委競第 号
年 月 日

様

第78回国民スポーツ大会冬季大会
北海道実行委員会
会長 鈴木 直道 印

**第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等公共目的使用許可書**

年 月 日付けで申請のありました標章等の使用について、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程第6条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 許可内容は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等公共目的使用許可申請書のとおりとする。
- 2 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程を遵守すること。
- 3 許可番号を付記すること。 許可番号 北実委競第 号
- 4 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 条件
※許可に際し、条件を付する場合に記載する。

年 月 日

第78回国民スポーツ大会冬季大会

北海道実行委員会

会長 鈴木 直道 様

(申請者)

住 所

氏 名 (名 称)

㊞

連 絡 先

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等商業目的使用許可申請書

下記のとおり標章等を使用したいので、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程第8条第1項の規定により申請します。

なお、使用にあたっては、同規程に定める事項を遵守します。

記

1 申請内容

使 用 標 章 等			
使 用 目 的			
使 用 対 象 物 件			
使 用 方 法	(種類、規格、数量等)		
商 品 名			
使 用 場 所			
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
使 用 料 (小数点以下切捨)	商品又は景品	価 格 ① ※	円
		製 造 個 数 ②	
		総 額 ③ (①×②)	円
	広 告	制 作 費 用 ④	円
	使用料	(③又は④×3%)	円

※商品の場合は小売価格（消費税等賦課前）、景品の場合は製造価格を記載。

2 添付書類

- (1) 企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- (2) 申請者の概要が分かるもの（2回目以降は内容に変更がなければ省略可）
- (3) その他参考となる資料

北実委競第 号
年 月 日

様

第78回国民スポーツ大会冬季大会
北海道実行委員会
会長 鈴木 直道 印

**第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等商業目的使用許可書**

年 月 日付けで申請のありました標章等の使用について、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程第9条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 許可内容は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等商業目的使用許可申請書のとおりとする。
- 2 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程を遵守すること。
- 3 許可番号を付記すること。 許可番号 北実委競第 号
- 4 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 使用料 金 円
- 6 条件
※許可に際し、条件を付する場合に記載する。

第 6 号様式（第10条関係）

年 月 日

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会

北海道実行委員会

会長 鈴木 直道 様

（申請者）

住 所

氏 名（名 称）

㊟

連 絡 先

**第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等使用料免除申請書**

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用取扱規程第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり使用料の免除を申請します。

記

（免除を申請する理由）

第 7 号様式（第12条関係）

年 月 日

第 78 回国民スポーツ大会冬季大会

北海道実行委員会

会長 鈴木 直道 様

（申請者）

住 所

氏 名（名 称）

㊟

連 絡 先

**第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等使用内容変更申請書**

年 月 日付け北実委競第 号で許可を受けた内容について下記のとおり変更
したいので、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係
る標章等使用取扱規程第 1 2 条第 1 項の規定により申請します。

なお、変更後の使用にあたっては、同規程に定める事項を遵守します。

記

（変更内容）

北実委競第 号
年 月 日

様

第 7 8 回国民スポーツ大会冬季大会
北海道実行委員会
会長 鈴木 直道 印

**第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等使用内容変更許可書**

年 月 日付けで申請のありました北実委競第 号の標章等の使用内容の変更
について、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等使用取扱規程第 1 2 条第 2 項の規定により下記のとおり許可します。

記

- 1 変更許可内容は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
競技会に係る標章等使用内容変更許可申請書のとおりとする。
- 2 第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章
等使用取扱規程を遵守すること。

第 9 号様式（第 14 条関係）

北実委競第 号
年 月 日

様

第 7 8 回国民スポーツ大会冬季大会
北海道実行委員会
会長 鈴木 直道 印

**第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る
標章等使用許可取消書**

年 月 日付けで申請のありました北実委競第 号の標章等の使用について、
第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会に係る標章等使用
取扱規程第 1 4 条第 2 項の規定により取り消します。